

米軍政期南朝鮮における人権概念の導入

ロジャー・N. ボールドウィンの活動に着目して

佐藤雪絵

(早稲田大学大学院)

はじめに

本論文は、アメリカ型の人権 (Civil Liberties) 概念が、いかに解放後の南朝鮮にもたらされたのかについて、考察することを試みる。とくに、本論文では、1947 年 4 月から 6 月にかけて、アメリカ陸軍省 (War Department) の招請によって人権顧問 (Civil Liberties Consultant) として日本や南朝鮮を訪れた、ロジャー・ナッシュ・ボールドウィン (Roger Nash Baldwin) の活動に着目する。

朝鮮半島は、日本の敗戦にともない、1945 年に日本の植民地支配から解放された。解放された朝鮮半島は、38 度線を境に、アメリカとソ連の統治下に置かれた。朝鮮半島の処理に関する連合国の方針は、解放から 4 ヶ月が経過した 1945 年 12 月 16 日にモスクワで開始された、米・英・ソ 3 国外相会議で議論された。その結果、朝鮮半島に臨時政府を樹立すること、米ソ共同委員会が朝鮮半島の諸政党・社会团体と協議してその具体案を確定し、さらに朝鮮半島に 5 年以内の信託統治を実施すること、その具体的な内容は米ソ共委が臨時政府と協議して確定していくことが決定された。第 1 次米ソ共同委員会は、1946 年 3 月に開催された。しかし、反信託統治闘争の問題をめぐって対立し、5 月 8 日の会議をもって、無期延期となった (徐仲錫 2008: 20-21; 文京洙 2015: 48)。米ソ共同委員会は、第 2 次米ソ共同委員会として 1947 年 5 月 22 日に再開された (鄭容郁 2003: 404)。ボールドウィンが滞在した南朝鮮は、米ソ共同委員会の再開を前後した、まさに激動の時期のまっただ中だった。

ここで、本稿で “Civil Liberties” を「人権」と訳すことについて、説明をしておく必要があるだろう。朝鮮半島には、日本の植民地下に置かれていた時期から、人権概念が存在していた。日本により導入されたそれが代表的なものの一つであろう⁽¹⁾。その後、解放を迎えた南朝鮮をボールドウィンが訪れると、その目的は「朝鮮人権の国際的擁護」(『京郷新聞』1947 年 5 月 14 日) であると紹介されたほか、ボールドウィン自身が「人権使徒」(『東亜日報』1947 年 5 月 24 日) と表されることもあった。このことから、ボールドウィンが紹介・導入を目指した Civil Liberties が、南朝鮮において人権と翻訳されたことがわかる。ボールドウィンの活動の詳細や、その結果行われた人権に関する提言については、本論にて述べることにするが、ボールドウィンが導入を目指した人権概念は、民主主義を定着させる素地をつくるためのものであった。そして、民主主義を定着させることは、共産主義に対抗することと表裏一体であった。本稿では、南朝鮮における米軍政の政策の一環としてボールドウィンがおこなった人権顧問としての活動について、考察してみたい。

米軍政期の南朝鮮における占領政策については、数多くの研究蓄積がある。たとえば小此木 (2018) は、第二次世界大戦後の朝鮮の分断を「米韓相互防衛条約やソ朝および中朝の友好協力・相互援護条約によって制度化された」「体制」としてとらえ (小此木 2018: 5)、その制度化の過程を、おもに米ソや朝鮮の政治的指導者を中心に描いた。また、鄭容郁 (2003) は、1942 年から 1947 年末に照準し、アメリカの韓国政府樹立構想の政策的意図と南朝鮮人の対応のあいだの相互関係を分析し

た⁽²⁾。本稿では、これらの重要な先行研究で扱われてこなかった、米軍政期南朝鮮における人権概念の導入という米軍政の政策の一要素、そして米軍政期に南朝鮮で活動したアメリカ人民間人の存在に着目する。

さらに、本稿で扱うボールドウィンについて論じた研究（Elliott 2018、Cottrell 2000、Walker 1990、仲本 2014、大津留 [北川] 2011、森川 1990）も存在する。しかし、ボールドウィンが日本や南朝鮮を訪れるにいたった経緯や、南朝鮮での活動については明らかになってこなかった。また、ボールドウィンと同様の招請を受けて日本を訪れた複数の人物の存在はすでに指摘されている（小林 2018、森 2012、根本 1999）が、南朝鮮を訪れた人物の存在は、いまだ明らかにされてこなかった。

そこで、本稿では、これまで光が当てられてこなかった、ボールドウィンの南朝鮮訪問と、人権概念の導入を目的とした活動に着目し、その過程を明らかにする。この目的を達成するため、本稿は、次の3つの分節化された問いの解明によって構成される。第1に、ボールドウィンが、いかなる経緯・目的で南朝鮮（および日本）を訪れたのかという問いである。第2に、ボールドウィンは、南朝鮮でいかなる活動を行い、また、南朝鮮の人権の状況に、いかなる印象を抱いたのかという問いである。第3に、ボールドウィンが、自身の南朝鮮での経験に基づき、いかなる提言をおこない、また、これに対して米軍政側がいかなる反応を示したのかという問いである。

これら3つの課題を解明するため、本研究では、ロジャー・ボールドウィン文書（The Papers of Roger Nash Baldwin、以下、Baldwin Papers）を主たる分析の対象とする。同文書には、ボールドウィンが個人的にやりとりした書簡や、アメリカ自由人権協会の業務で作成した書類などが含まれている。このうち、本稿でとくに重要な史料となるのは、ボールドウィンが日本および南朝鮮に滞在中に記した日記やメモ、そしてアメリカ帰国後に日本や南朝鮮に関連して作成したレポートなどである。

1. ボールドウィンの南朝鮮および日本への渡航までの経緯とその目的

まず、ボールドウィンという人物について、簡単に紹介しよう。ボールドウィンは、1884年にマサチューセッツ州ウェルズレイ・ヒルズで生まれ育った（Cottrell 2000: 1-3）。そして、ハーバード大学で学んだのち、セントルイス・ワシントン大学で社会学を教えるかたわら、セントルイス少年裁判所（St. Louis Juvenile Court）で働いた。この際に、放任児や非行少年と接した経験から、「基本的な悪は貧困である」と考えるようになり、その後の人生を人権活動家として送ることとなった（Cottrell 2000: 13-35）。

こうして人権活動家としての活動を本格的に開始したボールドウィンは、アメリカ自由人権協会（American Civil Liberties Union; ACLU）会長や国際人権連盟（International League for the Rights of Man、のち International League for Human Rights）議長を務めたことで著名となった。彼は、その人権擁護活動の実績から、陸軍省およびマッカーサーからの招請を受け、人権顧問として、日本および南朝鮮に滞在した。日本には1947年4月12日⁽³⁾から6月10日⁽⁴⁾にかけて滞在し、このうち、5月12日⁽⁵⁾から5月24日まで⁽⁶⁾を南朝鮮で過ごした。

ボールドウィンは、その渡航に先立ち、1947年1月9日付で、陸軍省のクラウス（D. Donald Klous）少佐から書簡を受け取った。この書簡は、GHQからの依頼を受けて、ボールドウィンに対して、日本および南朝鮮⁽⁷⁾への訪問を打診するものであった。60日もしくは90日間、人権に関連した総司令部のメンバーに対して、助言をすることがその目的であった。また、90日の渡航が可能な場合は、そのうち60日を日本、30日を南朝鮮で過ごし、60日のみの渡航となる場合には南朝鮮での任務は除外されることが書き添えられていた。そして、上述の目的を達成するための、日本および南朝鮮での具体的な活動として、陸軍省からは、次の3つが要請された。それは、「日本と朝鮮の、基本的人権の認識および保護に関連した問題を調査、評価し、改善案を提案すること」、「日本人お

よび朝鮮人のグループや個人と、人権認識の促進方法や、何者かによる妨害から人権を保護する方法について、協議すること」、「人権への関心を刺激するため、演説を行ったり記者会見を開いたりすること」であった⁽⁸⁾。ボールドウィンにとって、この招請は、「雷に打たれたような (thunder-struck)」知らせであった⁽⁹⁾。

ボールドウィンはこの招請について、1月29日には、ピーターセン (Howard C. Petersen) 陸軍次官補 (Assistant Secretary of War) に対して、「90日間を、人権顧問として日本および南朝鮮で過ごすという GHQ からの招請に応じることで、おそらく有用な仕事をするができるだろう」とラスク (Rusk)⁽¹⁰⁾ らに伝えたことを、書き送った。また、すでに健康診断を受けたことや、2月5日に必要な任用書類にサインをすることになっていることも記した⁽¹¹⁾。しかし、2月3日付で、陸軍次官補からボールドウィン宛てに、「予算と人事状況により、あなたが顧問として SCAP に従事するよう招かれた、再教育プログラム (Reorientation and Reeducation Program) に、再評価と大幅な削減が余儀なくされた。これにより、少なくとも今会計年度のあなたに対する招請を延期する結果となったことをお詫び申し上げます」⁽¹²⁾ とのテレグラムが届いた。

しかし、最終的には、新会計年度を待つことなく、ボールドウィンの招請の手続は再開された。それは、陸軍省の雇用から「独立」した立場での渡航の手続きであった。少なくとも3月5日には、ボールドウィンは、GHQ /SCAP 統計資料局のオートン (John W. Orton) に対して、次のような内容の書簡を書き送っている⁽¹³⁾。

私がした、公式の援助から独立して渡航するという提案を、SCAP が承認したとの言葉を、陸軍省から受けたところだ。国際的な接触を行う仕事をする上で、少しでも余裕を持つためである。私がいつ到着するかは分からないが、4月上旬になるはずだ。近いうちに正確な手配についてお知らせする。

この独立した立場での渡航について、ボールド

ウィンは、のちに次のように説明している。

我々の接触は、厳格に公式なものである。私はアメリカにいる朝鮮人の友人たちから、賢明にも陸軍省の被雇用者としてではなく、独立して朝鮮に行くようアドバイスされた。そうして初めて、すべての扉が私に開かれたのだ⁽¹⁴⁾。

「アメリカにいる朝鮮人の友人」が誰であったのかは明記されていないが、ボールドウィンは、日本・南朝鮮への渡航の招請に関して、アメリカに住む朝鮮人の友人に相談したことがうかがえる。その相談は、次の2つのうちのどちらかであっただろう。第1に、新会計年度を待つことなく再度陸軍省から招請を受けた場合である。この場合、陸軍省からの再招請を受諾すべきか否かという相談であったと考えられる。第2に、陸軍省からの再招請がなかった場合である。この場合、「予算と人事状況」により招請が延期された状態で、予定通りの渡航を実現するための方法についての相談であったと考えられる。いずれにせよ、ボールドウィンから相談を受けた朝鮮人の友人が、独立した立場で渡航することによって、滞在中の制約を減らすことができると助言したことが推測される。ボールドウィンはこの助言を受け、独立した立場での渡航を陸軍省に提案した。この提案は、上述のように、SCAP から承認されたのち、ワシントンの陸軍省を通じてボールドウィンに受諾が知らされた⁽¹⁵⁾。

ただし、この独立した立場での渡航の受諾は、マッカーサの個人的なゲストとしての日本滞在に対するものであった⁽¹⁶⁾。また、日本滞在の詳細については、ボールドウィンは日本に到着するまで知らされることはなかった⁽¹⁷⁾。

独立での渡航が決定したのち、ボールドウィンは、日本および南朝鮮訪問の7つの目的を、次のように記している。

1. 民主主義および人権に関連した占領政策を検討し、陸軍省に変更を提案すること。そしてもちろん、我々ののちの説明の基礎として、ACLU にすべて報告すること。

2. 民主的権利の実践と前途を決定するため、日本と朝鮮の政府機関および非政府機関の指導者と会うこと（これは法律家や労働者の指導者、教育者、聖職者、政党の指導者、そしてラジオや報道機関、映画の関係者、女性団体、少数者、ビジネスおよび農業の指導者を含む）。
3. コネクションを組織化し、国際人権連盟や国際連合協会世界連盟に加盟しうる地域団体の設立を支援すること。
4. 元々陸軍省に要求されていたように、ラジオ演説や公開集会でのスピーチ、報道機関のインタビューや記事などによって、アメリカの経験を通じて民主的な意見を感化する何らかの役割を果たすこと。
5. 現在契約がなされている記事あるいは本のための資料を集めること。
6. もし時間が許せば、国連に関連している2つの国際機関のため、中国やフィリピンにも接点を作ること⁽¹⁸⁾。
7. 人権や市民権を直接検討するためグアムに立ち寄ること⁽¹⁹⁾。

さらに、「極東旅行についてのメモ」⁽²⁰⁾には、以上の目的を達成するため活動予定が、より詳細に記されている。それは、活動が「(1) 民主主義の実践と展望に対する、日本と南朝鮮における占領の関係について調査し、そのような問題について軍当局が示しうる措置を提案すること、(2) 陸軍省や国務省にさらなる提案をする上で有用であるため、ACLU にそのような事実や提案を報告すること、(3) 上述の2つの国際機関と協力することを望んでいる日本人や朝鮮人の勢力を助け、もし時間が許せば、これを中国とフィリピンに拡大すること、(4) 民主的な手段で対処することを目的に、これらの国の政治における、共産主義者の影響の範囲や展望を調査すること」の4つで構成されること。そして、調査で「(1) 報道、ラジオ、映画の統制 (2) 言論、報道、集会、結社の自由に対する制約 (3) 政治的自由と政党 (4) 政府や企業に関する労働組合 (5) 少数者の権利の保護 (6) 女性の権利 (7) 教育制度の、政治的・社会的

民主主義との関係」の7つを扱うことである。

1947年4月12日、ボールドウィンは船で横浜港に到着し、マッカーサーが手配した私用車によって迎えられた。マッカーサーは、陸軍省から独立していたボールドウィンに対し、様々な便宜を図った。それはたとえば、軍人料金で帝国ホテルに宿泊できるよう手配したことや、CIEを通じてオフィスや秘書、通訳を手配したことなどである⁽²¹⁾。

こうして東京の地を踏むこととなったボールドウィンは、南朝鮮訪問までの2週間、人権顧問としての活動を行った。そのかわり、南朝鮮訪問のための手続きも進められていた。4月24日には、南朝鮮の訪問に先立ち、ホッジ将軍に書簡を書き送った。そこには、その前日にミュラー(Mueller)少将から、ホッジがボールドウィンを朝鮮に招聘することに合意した旨が伝えられたこと、5月15日頃に朝鮮に到着して2週間ほど滞在する予定であること、そして日本のGHQからの招請にもともと朝鮮への訪問が含まれていたことなどが記されていた⁽²²⁾。さらに、陸軍省の管轄外にある国際的な仕事をも取り扱うことを目的に自らが陸軍省に「雇われていない」ことや、それをマッカーサーが認めたこと、ボールドウィンの希望通りにマッカーサーが日本での施設を手配してくれたことなどを綴った。その上で、ボールドウィンは、朝鮮での2つのプロジェクトに関心があることをホッジに書き送った。それは、「人権を促進し、また擁護するための機関を設立するため、朝鮮人を手助けすること」、そして「朝鮮人のあいだで、国際連合を支持する一般協会の組織を手助けすること」であった。ボールドウィンは、これら2つの機関が、「国連に承認された、他国の機関に加盟する」ことを目標としていた⁽²³⁾。

また、南朝鮮の渡航に先立って、南朝鮮に駐留していた第24軍団のギルクリスト(Malcolm F. Gilchrist Jr.)中佐から、南朝鮮渡航に関する詳細が通知された。その書面には、ボールドウィンの南朝鮮での宿泊先や、必要に応じて移動手段が利用可能であることなどが記されていた。加えて、米ソ共同委員会のサージェント(Clyde Sargent)が、ボールドウィンの活動の責任者となることが通知された⁽²⁴⁾。

2. 南朝鮮でのボールドウィンの活動

ボールドウィンは、5月12日に、東京から軍用機に搭乗し、南朝鮮に向かった。ソウルに到着すると、ボールドウィンはホッジが手配した車に迎えられ、その車で彼が宿泊することとなる朝鮮ホテルへ向かった。ボールドウィンには、南朝鮮での滞在期間中に利用できる車と下士官の運転手、そしてオフィスが与えられた。オフィスは、米ソ共同委員会が設置された、徳寿宮の一室であった⁽²⁵⁾。さらに、同日、ボールドウィンはホッジ將軍と面会した。その際、ホッジは、ボールドウィンが南朝鮮で行おうとしていた、3つの計画について承認した。それは、国連機関とのコネクションを確立する試みを行うこと、人権組織をつくること、そして、ソ連に対して「北の地帯」を訪れることができるよう働きかけることであった⁽²⁶⁾。

翌5月13日には、ボールドウィンは記者会見を開いた。そこで、ボールドウィンは、南朝鮮滞在の目的が「第一に米国人権擁護連盟代表の資格で、朝鮮における米国の政策を研究する」こと、そして「第二に国際人権擁護連盟代表の資格で、政府代行機関ではない私的国際機関を組織し、朝鮮人たちを援助する」ことであると述べた。その上で、「すべての朝鮮人の民主主義的権利を擁護するための一般民間代行機関を設置することで、朝鮮人を援助しようとして」おり、「私は政治的関係も目的もないので、なるべく南北を通じてすべての朝鮮人たちと接触しよう」としていることをアピールした(『京郷新聞』1947年5月14日)⁽²⁷⁾。

この南朝鮮での滞在は、2週間を予定していた。しかし、ボールドウィンは、「2週間もあれば十分だろう。長すぎるかもしれない」と考えていた。それは、ボールドウィンの呼び掛けに対し、朝鮮人はもちろんのこと、アメリカ人からも応答が得られていなかったからであった。また、朝鮮人からの反応がないことについては、「朝鮮人は我々にでていってほしいと思っている。彼らは我々の真意に疑念を抱いているのだ。彼らはロシア人と我々の間、それかその両方に挟まれている。彼らの長く抑圧されたナショナリズムと、外部の人間に対する恐れは、彼らを民主的な協力のための粗

末な素材にしている」と、その原因を推測していた⁽²⁸⁾。

ボールドウィンは、先述のように、陸軍省から独立した立場で日本や南朝鮮に滞在することを選んだ。そして、記者会見でも、「政治的関係も目的もない」ことを強調している。しかし、南朝鮮での数日の滞在を経て、自らが軍幹部と同様の待遇を受けていることに気づいた。ボールドウィンの見た軍幹部の生活は、「奴隷所有者」の生活そのものであり、彼らの身の回りの世話は、「奴隷同然」の下士官たちが担っていた。そして、ボールドウィン自身も、「頼んでもいないのに彼らの特権を共有しているよう」であったと記している。ボールドウィンがこのような待遇を受けている一方で、南朝鮮の人々は、ボールドウィンが軍との関わりのない独立した人物であると認識し、彼を「初めて会う独立したアメリカ人」として歓迎した⁽²⁹⁾。

ボールドウィンは、自らを歓迎する朝鮮人との数日間の交流を通じ、彼らに対して民主主義を教えることが「空想的である」と考えた。その理由を彼は、次のように記している。

朝鮮はひどく貧しく、無秩序である。長い間、国ではなかったのだ。しかし、人々は情熱的なナショナリズムと、ロシア人や共産主義への恐怖を有しており、それらがともにほぼ警察国家のような国家を作っている。そのような雰囲気の中、我々のアドバイザーとともに過渡政府を運営するよう我々が選んだ朝鮮人たちに対して、民主主義を教えることは、空想的である。そして彼らの50年にわたる日本の訓練は、彼らを教えても無駄なものにしている。日本人そのものは、うまくやる。我々に従い、また模倣したがるからである。すべての外国人がでていき、朝鮮人が自らの国を建てるようにすることを望む朝鮮人をかきたてる模倣の精神はない⁽³⁰⁾。

このように、ボールドウィンは、南朝鮮で民主主義を定着させることが困難であると感じていた。民主主義の普及を目的とした人権顧問としての活動についても、同様に考えていたことが推測される。

5月16日から17日にかけては、梨花女子大学および高麗大学で講演を行った⁽³¹⁾。梨花女子大学では、アメリカの民主主義とその成功および失敗や、新たに浮上している東洋という世界における朝鮮の位置づけなどについて講演した⁽³²⁾。高麗大学での講演内容は詳細には記録されていない。しかし、ボールドウィン、高麗大学での講演においてソビエトは民主主義が欠如していると述べた際に騒々しく退出する学生がいたことや、多くの民主主義的學生がいたものの、質疑応答の時間に発言した學生の多くは親ソビエト派で、その學生たちが「声高」であったことなどを記している⁽³³⁾。

ボールドウィンは、両大学での講演のち、人権協会（Civil Liberties Union）の結成を試みている法律家の集団を訪れた。この法律家の集団は、約1ヶ月にわたって人権協会の設立を試みていたが⁽³⁴⁾、その活動の結果、認可されていない会合を開いたことを理由に逮捕され、弁護士会が介入するまで、1週間にわたって獄中に入れられていた。このため、彼らは人権協会の設立にやや消極的な態度を示し、ボールドウィンとの面会のみを理由に再び逮捕されることすら危惧した。この事実強く憤慨したボールドウィンは、米軍政に関わるすべてのアメリカ法律家が集まる会合で、この問題を取り上げた。しかし、彼らはこれに少しも関心を持たなかった。彼らが「国が内戦に向かっている」と感じており、「それを防ぐための唯一の道は左派に圧力をかけること」であると考えていたためであった⁽³⁵⁾。

5月18日の朝、ボールドウィンは仁川へと向かった。韓国民主党に属する保守的な労働連盟で演説を行うためであった。この労働連盟での演説は、結局とりやめとなった。警察が、米ソ共同委員会の期間中の、すべての会合を禁止したためであった⁽³⁶⁾。演説が中止になったのち、ボールドウィンは金九と面会した。この金九との面会の記録であると推測されるメモに、ボールドウィンは、金九と南朝鮮の信託統治や共産主義などについて意見交換を行ったことを記している⁽³⁷⁾。

その後、東京にもどるまでの数日間で、ボールドウィンは、朝鮮人たちとの2つの会合を行った。第1に、人権協会の結成を目的とした、約200人

の法律家との会合であった。この会合には、米軍政当局者やアドバイザー、裁判所の判事ら、国家警察の高官全員などが列席した⁽³⁸⁾。また、朝鮮人についても、左右双方の代表者が出席した。こういったなかで、人権協会結成の試みは、友好的な雰囲気の中、「明らかに好スタートを切った」。しかし、ボールドウィンは、好スタートを切ったはいいものの、「憲法も法律もなく、傀儡政府のみがある」ため、「厳しい仕事」となるだろうとも記した⁽³⁹⁾。この会合の際に組織されたのが、Korean Civil Liberties Unionであった⁽⁴⁰⁾。

第2に、「国連機関に加盟することを望む機関の指導者たち」との、少数者での会合であった。ボールドウィンは、朝鮮が国家の独立に夢中になっているにもかかわらず、集まった人々が「明らかにインターナショナリズムに本格的に取り組んでいる」ことや、アメリカなど海外で教育を受けたり、朝鮮の学校で学んだことによって、英語を流暢に話す人が相当数いることに、驚きを隠さなかった⁽⁴¹⁾。この会合の際には、Korean League for the Rights of Manが組織されたことが推測される⁽⁴²⁾。

東京への帰還を翌日に控えた5月23日には、ボールドウィンは、南朝鮮での滞在を総括し、次のような文章を残した。

朝鮮人たちは、潜在的に彼らの国を民主的な方針に基づいて運営することができるが、左右の闘争と結合した我々の政策と日本の伝統がそれを困難にするであろう。右派の人々はリーダーシップを発揮していない。物事が今のように進むのであれば、この国は共産主義に行き着くだろう。なぜなら、これがアメリカのやりかたならソビエトのやりかたを試してみようと人々が考えるだろうからである⁽⁴³⁾。

これは「朝鮮化」であって、日本でのような「民主化」ではないのだ。朝鮮が敗戦国でないというのが残念である。そうであれば、もっとうまくできるだろうに⁽⁴⁴⁾。

ボールドウィンは、南朝鮮を発つ前日になってもなお、南朝鮮で民主主義を定着させることが困

難であろうと考えていた。それは、南朝鮮内での左右の対立や、日本の植民地時代からの伝統、そして敗戦国ではなく解放された国において、「民主化」ではなく「朝鮮化」をすすめるアメリカの政策が原因であると、ボールドウィンは分析していた。また、状況が改善されなければ、南朝鮮が共産主義化する可能性があることをも危惧していた。

3. ボールドウィンの提言と米軍政関係者の反応

ボールドウィンが南朝鮮を離れた5月24日、ホッジはミュラーに対して、ボールドウィンの南朝鮮訪問に関する報告を書き送った。その報告では、ボールドウィンの滞在期間が南朝鮮の全体像を把握するには十分ではなかったことや、米ソ共同委員会の再開をめぐるソウルが通常以上に混乱していたことなどによる、ボールドウィンの活動の限界を指摘している。一方で、「私が彼との議論から判断する限りでは、彼が支持する理由を考えれば、彼は期待以上に合理的で公正だと信じている」と好意的に評価している⁽⁴⁵⁾。

東京に戻ったボールドウィンは、5月28日に、ホッジに対して南朝鮮に関する報告書⁽⁴⁶⁾を書き送った。その報告書でボールドウィンは、南朝鮮の状況を説明した上で、12の提言を行った。南朝鮮の状況は、4項目に分けて説明された。第1に、朝鮮に混乱をもたらしている原因である。ボールドウィンは、その原因を、憲法や法律、確立された政府なしに、責任がアメリカ人と朝鮮人のあいだに分割されていることや、朝鮮が長期にわたって外国勢力への服従を強いられてきたことに見いだしている。さらに、アメリカ人アドバイザーをとまなう軍政庁によって選出された朝鮮人に対して、ある程度の責任を委託しようとする試みについて、その最終的な決定権が軍当局者にある限りは成功しないであろうとも記した。

第2に、軍政庁が責任を委託する対象として選出している朝鮮人の傾向である。ボールドウィンは、朝鮮人の選出が、「右」、とくに英語話者やクリスチャンに偏重していることを指摘している。また、左右対立が存在する国においては「右」を選好することが「自然であり、またおそらく政治

的に必要なのであろう」としながらも、南朝鮮においては、中道左派を共産主義者と認識する傾向が強すぎると分析した。

第3に、南朝鮮の反共産主義の現状である。ボールドウィンは、「共産主義者の支配に立ち向かうための最善の方法」が、「力強く成功的な民主的政党」によるものであり、これは経験的に示されているとした。しかし、南朝鮮では、そういった民主主義に基づいた明確な政策を提示できておらず、このため、「共産主義者のアプローチに対する効果的な拮抗勢力を提示」できていないことを問題視した。また、それが「共同委員会が直面している、国家の統一や独立といった、さらに大きな問題によっても膠着している」ことを指摘した。

そして第4に、現状が一時的なものであり、これを根拠に明確な方針を提示することが難しいということである。このため、ボールドウィンは、「アメリカが、来たるかなり長い時間にわたって朝鮮に関与すること、そして、国を統一して独立した暫定政府を確立するのに、良くて数ヶ月かかるであろう」という予想と、「アメリカには、朝鮮人が民主的な方針に沿って独立するための準備を行う責任がある」という仮定のもとで、提言を行うとした。

以上のように、南朝鮮の状況を説明した上で、ボールドウィンは、以下の12項目の提言を行った（下線は原文通り）。

1. アメリカは議会⁽⁴⁷⁾に対して、法律の制定を命令することは望んでいないが、法律を採用させる上での広報には説得力を有する。まずは、民主的基盤を確立するための、権利保障規定 (a bill of rights)である。
2. アメリカの政策が、そうして採用された南朝鮮の権利保障規定に従うためには、権利保障規定に一致していないアメリカの法令下、特に布告2号⁽⁴⁸⁾の下での訴追は止めるべきである。暴力行為に関わりのない軍事法廷の被告人は解放されるべきである。解放された国における、アメリカの占領政策に対する批判は、軍のセキュリティに支

障がなければ、許されるべきである。一境界線を引くのは微妙だが。

3. これまでにも行われてきたように、3つの基本的な法律—土地改革、対日協力者(collaborators) 追放、選挙法—の必要性を、議会に対して強調するべきである。民主主義の視点からは、少なくとも最上級の対日協力者らに対するある種の追放が行われる前に、そして少なくとも土地改革法の方針を採用することによって小作人らの土地の分配への要求を満たす前に、選挙を行うことは、無駄であろう。その後、公正な選挙が、のちの北との統一を目指して行われうる。たとえそうであっても、公正な選挙は、現在の政策行政のもとでは行われえず、アメリカ（そして、国政選挙であれば、連合軍も共同で）による保護が、選挙キャンペーンにおけるプロパガンダの自由の保護とともに必要である。
 4. 責任ある非政治的な警察部隊を確保するという問題は、無法、腐敗、対日協力者の要素を一掃するための軍政庁からの指示により、警察を民政長官の直下におくことで、より効果的に対処されるべきである。法と秩序の責任はアメリカにあり、この部門における、他の領域におけるそれよりも、正確な警察に対する指令によって、我々の正当性が示されるであろう。
 5. 議会による承認をとまなう軍政庁による現在の任命制度は、軍政庁による拒否権をとまなう議会が任命を行う場合、逆転するであろう。現在の状況下では、議会は軍政庁のためのゴム印にしかなりえない。
 6. すべての国際郵便および国内郵便の検閲は、解放された国においては不必要であるように思われ、やめるべきである。左派から右派にいたるまで、それについては一般的な合意がある。本当に破壊的な素材は、郵便では送られない。
 7. ある国営ラジオは、パルチザンの管理下にあるように思われる。それは、政策の骨組みをつくり、放送への公正なアクセスをあらゆる要素によって保証することで、ラジオ審議会の管理下におかれるべきである。
 8. すべての公開の集会のための許可と、すべての組織のための認可が、警察の手中に力を与えすぎる傾向がある。解放された国において、それらの正当な理由はないように思われる。法と規則が必要とすれば、軍政庁は集会を中止できる。
 9. ソウルあるいはその他いくつかの都市における外出禁止令は、不必要であるように思われる。そして、それをやめさせるために、朝鮮人当局者たちにさらなる世論の圧力が向けられるべきである。
 10. 経済システムが機能していないと、国において民主主義が機能しないのは、自明のことである。朝鮮は衰弱している。対外貿易を開始し、円との両替手段を確立することを、これ以上待つ理由はないように思われる。それを解決するために、金融および経済の専門家が呼ばれるべきである。
 11. 行政における中道的な要素を促進するため、さらなる努力が必要である。用語の定義なしに共産主義や右派主義のレッテルを安易に受け入れる傾向がありすぎる。共産主義の試金石は、ソビエトロシアに批判的であることを望まないことである。完全に批判的な左派主義者は共産主義者ではない。共産主義者の管理下にないすべての組織が代表者を地方議会に送り、端的に言えば、提案を行う重要な主体として時々アメリカの当局者と席をとまにするよう招かれたならば、占領政策に関する中道的なアドバイザーをさらに多く参加させることが可能であろう。現在の役人の行政は、その機能を果たす能力がない。
 12. 軍政庁は、朝鮮人に民主的勢力をより近く感じさせるため、法律家による人権の擁護と、すべての朝鮮人組織による国際的なコネクションを奨励すべきである⁽⁴⁹⁾。
- この報告書を受け取ったホッジは、ラーチ(Archer L. Lerch) 軍政長官に対し、コメントを求

めた。ラーチは、ボールドウィン⁵⁰の提言について、「詳述しすぎることは、必要でも賢明でもないと思う」としながら、厳しい反応を示した。その内容は、ボールドウィンが南朝鮮の現状を全く理解していないという評価で一貫しており、ボールドウィンを「おせっかい (kibitzer)」とすら表現した⁽⁵⁰⁾。

ラーチがこのコメントをホッジに書き送った1週間後には、第24軍の政治アドバイザーを務めていたジェイコブス (J. E. Jacobs) が、國務長官あてに、ボールドウィン⁵¹の提言に対する見解を書き送った。その内容は、ボールドウィンに対するラーチの厳しい評価とは異なり、5月24日にホッジがミュラーに対して書き送ったそれと近いものであった。具体的には、ボールドウィンが占領政策の背景に十分に精通していなかったといった限界は認めつつも、ボールドウィンが提出した報告書が「本司令部では、南朝鮮における人権についての、公正かつ合理的な分析として見なされている」としている。その上で、ボールドウィンの提言のうち、主に3点について意見を書き送った。第1に、布告2号のもとでの訴追についてである。この点については、すでに米軍政が、軍事法廷の被告人らを朝鮮人の民事法廷に引き渡したり、釈放したりすることで改善に取り組んでいることが説明された。第2に、軍のセキュリティに影響を及ぼさない範囲でのアメリカ占領政策批判の許容についてである。この点については、ボールドウィンも認めるように、軍のセキュリティに影響を及ぼす「暴動の扇動」と、朝鮮人が通常行う「誇張や政治的雄弁」のあいだに線引きをすることが極めて困難であること、そしてこの問題について米軍政当局が比較的寛大な措置を講じていることが説明された。第3に、ボールドウィンが行った警察に関する提言についてである。警察に関する提言については、すでに米軍政が改革を行ったか、もしくはその過程にあることから、これが全く妥当でないということが説明された。また、この3点以外の行政問題や政策に関して、ボールドウィンが行った提言についても、「状況を改善するために多くのことがなされ、またなされていると指摘することができる」としている。一方で、「概して、ボールドウィン氏が行った指摘は

よくできており、司令官によって好意的に受け取られている」と締めくくられている。

おわりに

本論文では、ボールドウィンの南朝鮮への渡航とそこでの活動に着目し、詳細を明らかにすることを試みた。そのなかで明らかになったことについて、3点に分けて整理した上で、考察してみたい。

第1に、ボールドウィンが日本および南朝鮮を訪れるにいたった経緯や、その具体的な目的についてである。本稿では、ボールドウィンが、陸軍省からの招請を受け、紆余曲折を経て「独立」した立場で日本および南朝鮮を訪問したことが明らかになった。一方で、彼の活動は、軍との密接な関係から自由ではなかった。陸軍省側は、ボールドウィンが南朝鮮（および日本）で行うべき活動を、3つ提示していた。それは第1に、南朝鮮の基本的人権に関する認識や保護に関連した問題を調査、評価し、改善案を提案すること。第2に、南朝鮮の人々と、人権認識の促進方法や、人権侵害からこれを守る方法について協議すること。第3に、人権への関心を刺激するための演説や記者会見を行うことであった。ボールドウィンの活動は、陸軍省に提示された活動内容と大きく相反することはなかった。

その活動に基づき、ボールドウィンは、12の提言を行った。彼は、この提言に基づき人権状況が改善されれば、「朝鮮人が民主的な方針に沿って独立するための準備」を行うことができると想定していた。南朝鮮の人権状況の改善が、ひいては朝鮮半島の民主的な安定を実現するという考えを抱いていたのである。このことは、状況を改善しないと、「この国は共産主義に行き着くだろう」と危機感をあらわにしていたことから読み取れる。

一方、陸軍省側が、共産主義に対抗するという明確な意図をもって人権顧問を招請していたかどうかは、現段階では定かではない。この点については、米軍の史料をさらに渉猟した上で、陸軍省が同時期に南朝鮮や日本に招聘した他の専門家らの活動内容や、その招聘にいたる経緯などと

も合わせて、さらに体系的に分析してゆく必要がある。

第2に、Korean Civil Liberties Unionをはじめとする、国際的なコネクションを有する人権団体の設立についてである。この点については、さらに2つの側面に分けて論じてみたい。1つは、左派勢力の取り込みという側面である。とくに、Korean Civil Liberties Unionは、当初、左派の法律家らが中心となって組織を試みており、そのための会合は「許可されていない」として弾圧され、逮捕までされていた。実際、ボールドウィンがこの法律家らに接触を試みた際も、彼らは弾圧されたり逮捕されたりすることを危惧し、Korean Civil Liberties Unionの設立に消極的な態度すら示していた。一方、ボールドウィンの手助けでKorean Civil Liberties Unionの設立にいたった会合には、米軍政関係者はもちろんのこと、右派朝鮮人の代表者や、警察関係者までもが加わっていた。だとすれば、米ソ共同委員会の再開直後に行われたKorean Civil Liberties Unionの設立自体が、人権擁護という単純な目的のみを有していたわけではないことが推測される。本論でも述べたように、米軍政関係者の多くは、南朝鮮での「内戦」を防ぐためには左派を封じ込めるべきであると考えていた。そのような状況下で、左右双方の代表者を擁した組織が、米軍政関係者の協力のもとで設立されたということから、これが左派の抱き込みという性格を有していた可能性が指摘できる。

もう1つは、西側陣営への取り込みという側面である。ボールドウィンの活動は、南朝鮮に人権組織を設立するのみならず、これを国際組織に加盟させることを目標としていた。実際、Korean Civil Liberties Unionは、南朝鮮、そして朝鮮で初めて国際機関に加盟した組織であった⁽⁵²⁾。一方で、アメリカは、統一した臨時政府を作るという合意された建前のもとで統治を行っており、南朝鮮を1つの国家アクターとして扱うことはできなかったはずである。このため、国際組織に南朝鮮の組織を加盟させるということ自体に、南朝鮮をひとつの国家アクターに準ずるものとして西側陣営に取り込もうとする意図が含まれていた可能性がある。もちろん、これらは可能性にすぎない

ものである。これらの可能性については、今後さらに実証的に検討していきたい。

第3に、ボールドウィンの提言とそれに対する米軍政側の反応である。ボールドウィンの意見は、「我々のいわゆる『朝鮮化』政策が、左右間の激しい内戦を生み出している」⁽⁵³⁾ というもので一貫していた。そして、ボールドウィンがその状況の改善に必要だと考えたのが、人権保障規定であり、検閲の廃止であり、またその他の提言にあらわれた内容であった。そして、ボールドウィンは、状況が改善されないと、南朝鮮が共産主義化する可能性があると考えていた。したがって、ボールドウィンにとって、人権概念の導入は、共産主義化を防ぐ1つの手段であり、よって、これは反共思想とも表裏一体のものであったと考えられるのである。こういった思想的背景を有する提言について、ラーチを除く米軍政関係者は、ホッジが「公正かつ合理的」と評するなど、概して好意的な反応を示した。したがって、ボールドウィンの提言は、米軍政の政策方針とは大きく矛盾するものではなかったと考えられる。このボールドウィンの提言が、米軍政およびその後の韓国の政策にいかん反映され、あるいはされなかったのかについては、今後解明されるべき課題であろう。

〈参考文献〉

一次史料

General reports, July, 1947, 740.00119 Control(Korea)/6-2847-7-2647, RG 59, NARA, 大韓民国国会図書館所蔵 (分類番号 F77; F171, 制御番号 KRDB20010021).

International League for Human Rights records: 1948-1990, Box 3, Manuscripts and Archives Division, The New York Public Library.

Oral History Interview with Roger Nash Baldwin (1953 and 1954), Oral History Archives at Columbia, Rare Book & Manuscript Library, Columbia University in the City of New York, 国立国会図書館憲政資料室所蔵 (請求番号 ORL-1, Part I, #11).

Oral History Interview with Roger Nash Baldwin (1961), Oral History Archives at Columbia, Rare Book & Manuscript Library, Columbia University in the City of New York, 国立国会図書館憲政資料室所蔵 (請求番号 ORL-1, Part II, #2).

Records of United States Army Force in Korea, Lt. Gen. John R. Hodge Official File, 1944-48, Entry

11070, Box 71, RG 338, 国史編纂委員会所蔵（登録番号 MU0000000705, 請求番号 문서 942 NA338 v.4(0-1-36)).

Records Regarding the Okinawa Campaign, U.S. Military Government in Korea, U.S.-USSR Relations in Korea, and Korean Political Affairs, 1945-06/30/1949, Entry A1 34374, Folder 2, Box 38, RG332, NARA, 国史編纂委員会所蔵（登録番号 CO0000002867, 請求記号 CO911.07 H673 V.65(2)).

“Summation of United States Army Military Government Activities in Korea No.20,” Commander-in-Chief Far East, May 1947, Folder 9, Box 2001, RG 407, NARA, 国立国会図書館憲政資料室所蔵（請求番号 FOA07052-07054）.

The Papers of Roger Nash Baldwin, Reel 8, 18, 22, 25, Seeley G. Mudd Manuscript Library, Princeton University, 国立国会図書館憲政資料室所蔵（請求番号 YF-A57）.

新聞

京郷新聞
東亜日報

（日本語）

大津留（北川）智恵子 2011. 「アメリカの理念を守る闘いの記録：ACLU（アメリカ自由人権協会）集成 1912～1990年」『関西大学図書館フォーラム』16, pp. 22-25.

小此木政夫 2018. 『朝鮮分断の起源：独立と統一の相克』慶應義塾大学出版会。

カミングス, ブルース 2012a. 鄭敬謨・林哲・加地永都子訳『朝鮮戦争の起源 1』明石書店。(Bruce Cumings 1981. *The Origins of the Korean War. Vol. 1: Liberation and the Emergence of Separate Regimes, 1945-1947*, Princeton University Press, New Jersey.)

——— 2012b, c. 鄭敬謨・林哲・山岡由美訳『朝鮮戦争の起源 2』上下巻、明石書店。(Bruce Cumings 1990. *The Origins of the Korean War. Vol. 2: The Roaring of the Cataract, 1947-1950*, Princeton University Press, New Jersey.)

金東椿 2008. 金美恵ほか訳、『朝鮮戦争の社会史：避難・占領・虐殺』平凡社。

小林聡明 2018. 「GHQ 占領期日本のジャーナリズム教育とモット博士：1947年3～4月 一日本人教授らとの学術交流を中心に」『ジャーナリズム＆メディア』11, pp. 33-51.

徐仲錫 2008. 文京洙訳、『韓国現代史 60年』明石書店。

仲本和彦 2014. 「ロジャー・N・ボールドウィンと島ぐるみ闘争」『沖縄県公文書館研究紀要』16, pp. 37-54.

根本彰 1999. 「占領初期における米国図書館関係者来日の背景：ALA 文書ほかの一次資料に基づいて」『図書館学会年報』45(1), pp. 1-16.

文京洙 2015. 『新・韓国現代史』岩波書店。

森川金壽 1990. 「沖縄問題とボールドウィン」『沖縄文化研究』16, pp. 143-177.

森暢平 2012. 「敗戦直後のジャーナリスト教育導入：占領当局・大学・新聞社の関係をめぐって」『マス・コミュニケーション研究』81, pp. 67-85.

和田春樹 1995. 『朝鮮戦争』岩波書店。

——— 2002. 『朝鮮戦争全史』岩波書店。

（韓国語）

박명림 [朴明林] 1996. 『한국전쟁의 발발과 기원』Ⅰ・Ⅱ, 나남출판.

정용욱 [鄭容郁] 2003. 『해방 전후 미국의 대한정책：과도정부 구성과 중간과 정책을 중심으로』서울대학교출판문화원.

（英語）

Cottrell, Robert C. 2000. *Roger Nash Baldwin and the American Civil Liberties Union*, Columbia University Press, New York.

Elliott, Oliver 2018. *The American Press and The Cold War: The Rise of Authoritarianism in South Korea, 1945-1954*, Palgrave Macmillan, Switzerland.

Walker, Samuel 1990. *In Defense of American Liberties: A History of the ACLU*, Oxford University Press, New York.

(1) たとえば、1921年5月19日の『東亜日報』の社説では、「人権がない人はその形体がたとえ人であってもその実質は人でなく、たとえ人権の保養があるとしてもその範囲が狭小で言うに不足するのであればこれを称して野蛮人という」としつつ、その「人権」の種類を、大日本帝国憲法を参照しながら例示している（『東亜日報』1921年5月19日）。

(2) このほか、朝鮮戦争を主たる研究対象とした著作に、カミングス（1981, 1990=2012）、和田（1995, 2002）、金東椿（2008）がある。また、カミングスと同様の問題意識から、北朝鮮の動きを分析したものに、朴明林（1996）がある。

(3) “Friends: -”, May 1, 1947, Baldwin Papers, Folder 2, Box 18, Reel 18.

(4) “FAREWELL TO NIPPON,” June 10, 1947, Baldwin Papers, Folder 5, Box 18, Reel 18.

(5) “JUST A DAY IN KOREA,” May 13, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.

(6) Telegram from Baldwin to Cliff, May 24, 1947,

- Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8. 当初は5月25日までの滞在を予定していた (Telegram from Baldwin to Fred, May 11, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.)。
- (7) 原文では Korea。米軍占領下にあった北緯 38 度以南の地域を指すため、本稿では南朝鮮と訳すこととする。
- (8) Letter from War Department Special Staff Civil Affairs Division to Baldwin, January 9, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.
- (9) Oral History Interview with Nash Baldwin, 1953 and 1954, p.438.
- (10) 原文では Mr. Rusk と書かれている。デイヴィッド・ディーン・ラスク (David Dean Rusk) を指す。
- (11) Letter from Baldwin to Howard C. Petersen, January 29, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.
- (12) Telegram, from ASST SECRETARY OF WAR WASHINGTON DC to Baldwin, February 3, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8. ただし、原文はすべて大文字で書かれている。英文表記部分は、筆者が大文字と小文字を区別した。
- (13) Air mail from Baldwin to John W. Orton, March 5, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.
- (14) "WHY WE FAIL IN KOREA," December 1947, p.11, Baldwin Papers, Folder 14, Box 22, Reel 22.
- (15) "Memorandum to Officers of the Union," March 5, 1947, Baldwin Papers, Folder 3, Box 18, Reel 18. 第三の可能性として、ボールドウィンがまず陸軍省からの招請に対して独立での渡航を提案し、これを受けて陸軍省が、予算などを理由に招請を取り下げたという場合も考えられる。しかし、本文中に引用した一次史料の時系列などから推測すると、本文中で示した 2 つの可能性がより有力であると考えられる。
- (16) Oral History Interview with Roger Nash Baldwin, 1953 and 1954, pp.435-438.
- (17) 「私は自分の地位やどこに滞在するのか、どういった条件下で滞在するのかについて、書面での指示なしに横浜に上陸した」と記している ("Tokyo, May 1," May 1, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.)。
- (18) 3月9日付の書簡には、会議のアレンジと飛行機の前予約が可能であれば、上海とマニラに数日ずつ滞在する予定であることを記しており、少なくとも3月9日時点までは、中国とフィリピンを訪れる予定であったことがわかる (Letter from Baldwin to Johnnie, March 9, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.)。その後、4月22日付のテレグラムには、「5月の中旬まではここ [東京：筆者注] に滞在する予定であり、その後2週間は朝鮮で、おそらく数日を上海で過ごし、そして家に帰る」 (Telegram from Baldwin to Cliff, April 22, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.) とあり、4月22日の時点では帰国前に中国に立ち寄ることを予定していたことがうかがえる。
- (19) "Memorandum to Officers of the Union," March 5, 1947, Baldwin Papers, Folder 3, Box 18, Reel 18.
- (20) "Memo on Far Eastern Trip," March 1947, Baldwin Papers, Folder 3, Box 18, Reel 18.
- (21) "Tokyo, April 13, 1947," April 13, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (22) 元々陸軍省から受けていた招請には南朝鮮での滞在が含まれていたが、陸軍省から独立した立場での渡航、すなわちマッカーサーの個人的なゲストとしての日本滞在という形になったため、南朝鮮の訪問が叶うかどうかはこのときまでわからなかったことが、のちに回想されている (Oral History Interview with Roger Nash Baldwin, 1953 and 1954, p.504.)。南朝鮮での滞在も同様に、ホッジの個人的なゲストとしての滞在となった (Oral History Interview with Roger Nash Baldwin, 1953 and 1954, p.519.)。
- (23) Letter from Baldwin to Lt. Gen. John R. Hodge, April 24, 1947, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.
- (24) "MEMORANDUM TO: Mr. Roger N. Baldwin," from HEADQUARTERS XXIV CORPS, undated, Baldwin Papers, Folder 11, Box 8, Reel 8.
- (25) "JUST A DAY IN KOREA," May 13, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (26) "General Hodge, May 12," undated, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (27) 米国人権擁護連盟 (原文では米国人権擁護聯盟) は American Civil Liberties Union、国際人権擁護連盟 (原文では国際人権擁護聯盟) は International League for the Rights of Man を指すと考えられる。
- (28) "JUST A DAY IN KOREA," May 13, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (29) "More Impression and Fun.," May 16, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (30) "More Impression and Fun.," May 16, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (31) "MORE CIVIL WAR," May 17, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18. 同文書には、大学名は明記されていない。しかし、同文書に梨花女子大学の学長であるヘレン・キムの名が記されていることや、南朝鮮での面会記録を記したノートに、梨花女子大学および高麗大学への言及があることから、この2校であると判断される ("Ewha College," undated, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18; "Korea

- University,” undated, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.)。
- (32) “MORE CIVIL WAR.”, May 17, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18.
- (33) “MORE CIVIL WAR.”, May 17, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18; “Korea University,” undated, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (34) 別のメモには、「人権協会を組織するため、会合が3月11日にソウルで開かれ、1500人が出席した」という記述もある(“Civil liberties; Korea,” undated, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.)。
- (35) “MORE CIVIL WAR.”, May 17, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18.
- (36) “A QUIET SUNDAY IN KOREA.”, May 18, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18.
- (37) “Kim Koo,” undated, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (38) “WHY WE FAIL IN KOREA,” December 1947, pp.2-3, Baldwin Papers, Folder 14, Box 22, Reel 22.
- (39) “LAST DAYS IN KOREA ¾ AND ENOUGH.”, May 23, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18.
- (40) “WHY WE FAIL IN KOREA,” December 1947, Baldwin Papers, Folder 14, Box 22, Reel 22; “THE CONSTITUTION OF KOREAN CIVIL LIBERTIES UNION,” undated, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18. 米軍の史料にも、「アメリカ自由人権協会の代表者との会議ののち、Korean Civil Liberties Unionが5月22日に組織された」ことが記録されている(“Summation of United States Army Military Government Activities in Korea No.20,” Commander-in-Chief Far East, May 1947, p.23, Folder 9, Box 2001, RG 407, NARA, 国立国会図書館憲政資料室所蔵[請求番号FOA07052-07054].)。
- (41) “LAST DAYS IN KOREA ¾ AND ENOUGH.”, May 23, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18.
- (42) この組織に関する詳細な記録は残っていない。しかし、Korean Civil Liberties Union以外に「朝鮮人をその孤立から連れ出すため、国連のための一般組織も立ち上げている」と記していること、そしてのちにKorean League for the Rights of Manという名前の「小さな組織が、1947年に私の協力でソウルに組織された」と回想していることを合わせると、この小規模な会合の際にKorean League for the Rights of Manが組織されたであろうことが推測される。ただし、1947年当時の朝鮮語での組織名は定かではない。また、ボールドウィンは、この組織が朝鮮戦争で「死んだ」ことも記している。このKorean League for

- the Rights of Manが国際人権連盟に正式に加盟するのは、同組織が「死んだ」のち、再び英文名を同じくする団体が設立(1953年、韓国語団体名は大韓人権擁護聯盟)され、国際人権連盟に加盟申請を行い、これが受理された1955年のことである(Letter from Lee Hwal to Baldwin, January 27, 1955; Letter from Baldwin to Lee Whal, April 7, 1955; とともに International League for Human Rights Records: 1948-1990, Box 3, Manuscripts and Archives Division, The New York Public Library.)。1947年の組織と1953年の組織のあいだの連続性の有無や、加盟の詳細な経緯については、稿をあらためることとしたい。
- (43) “LAST DAYS IN KOREA ¾ AND ENOUGH.”, May 23, 1947, Baldwin Papers, Folder 8, Box 18, Reel 18.
- (44) “Confidential/Friends: -,” May 23, 1947, Baldwin Papers, Folder 4, Box 18, Reel 18.
- (45) Radio from General Hodge to CINCFE, May 24, 1947, enclosed to Letter from J.E. Jacobs, U.S. Political Advisor, to the Secretary of State, “SUBJECT: Civil Liberties in Korea.”, 740.00119 CONTROL(KOREA)/6-2647, General reports, July, 1947, 740.00119 Control(Korea)/6-2847~7-2647, RG 59, NARA, 大韓民国国会図書館所蔵(分類番号F77; F171, 制御番号KRDB20010021)。
- (46) “MEMORANDUM ON KOREA” enclosed to Letter from Baldwin to Hodge, May 28, 1947, Records of United States Army Force in Korea, Lt. Gen. John R. Hodge Official File, 1944-48, Entry 11070, Box 71, RG 338, NARA, 国史編纂委員会所蔵(登録番号MU0000000705, 請求記号 문서 942 NA338 v.4(0-1-36))。
- (47) “the legislature”と書かれている。南朝鮮過渡立法院を指すと考えられる。
- (48) マッカーサー名義で1945年9月7日に出された、太平洋軍陸軍總司令部布告第二號「犯罪及ヒ法規違反」を指す(“Proclamation No. 2: To the People of Korea,” Records Regarding the Okinawa Campaign, U.S. Military Government in Korea, U.S.-USSR Relations in Korea, and Korean Political Affairs, 1945-06/30/1949, Entry A1 34374, Folder 2, Box 38, RG332, NARA, 国史編纂委員会所蔵[登録番号CO0000002867, 請求記号CO911.07 H673 V.65(2)].)。
- (49) このように、韓国に関する提言には、米軍政そのものの改革も含まれていた。これに対し、日本について同様の形式で記された提言は、以下のような内容であった。
- 国内・国際におけるあらゆる形式でのSCAPの検閲を除去すること。
 - アメリカや連合国への批判に関する、出版やラジオなどへの指令コードを採用すること。

- c. 軍事法廷を改革し、管轄権を法令に限定し、外国人の国外追放を廃止すること。
- d. パージを見直し、手続きを改革すること。
- e. 戦争犯罪者を釈放するか裁くこと。
- f. フラタニゼーション・ルールを自由化すること。夜間外出禁止令を廃止し、救済活動家 (relief worker [クエーカー教徒等が想定されている：筆者注]) を制限から解放し、軍警の搜索を制限すること。
- g. 日本人との結婚に対する禁止令を取り除くこと。
- h. 共産主義と、労働運動や自由主義運動のあいだを、明確に区別すること。
- i. 軍事政府チームを再編し、民間人が SCAP 機関に直接アクセスできるようにすること。
- j. 日本の機関が国際機関に加盟すること、代表者が旅行すること、国際郵便、印刷物を許可すること。

以上のような提言は、「民主主義に不可欠なプロセスとして、日本政府や政府機関に責任を負わせることによって、これらへの占領軍の統制を実行可能な限り迅速に取り除くこと。責任なしに真の民主主義

は存在し得ない」といった前置きのもとで記された (“Civil Liberties in Japan,” June 1947, Baldwin Papers, Folder 7, Box 18, Reel 18.)。

(50) “MEMORANDUM FOR: General Hodge, XXIV Corps, APO 235.”, June 17, 1947, Records of United States Army Force in Korea, Lt. Gen. John R. Hodge Official File, 1944-48, Entry 11070, Box 71, RG 338, NARA, 国史編纂委員会所蔵 (登録番号 MU0000000705, 請求記号 문서 942 NA338 v.4(0-1-36))。

(51) Letter from J.E. Jacobs, U.S. Political Advisor, to the Secretary of State, “SUBJECT: Civil Liberties in Korea.”, June 26, 1947, 740.00119 CONTROL(KOREA)/6-2647, General reports, July, 1947, 740.00119 Control (Korea)/6-2847~7-2647, RG 59, NARA, 大韓民国国会図書館所蔵 (分類番号 F77; F171, 制御番号 KRDB 20010021)。

(52) “JAPAN, KOREA AND THE UNITED NATIONS,” undated, Baldwin Papers, Folder 12, Box 22, Reel 22.

(53) “DEMOCRACY IN U.S. OCCUPATIONS,” October 1947, Baldwin Papers, Folder 12, Box 22, Reel 22.